

○第178回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：令和元年12月13日（金）13：59～15：40

議事概要：

（１）農薬及び添加物（アゾキシストロビン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、アゾキシストロビンの許容一日摂取量（ADI）を0.18 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、だいず、たまねぎ等に使用します。今回、防かび目的で収穫後の農産物（ばれいしょ）に使用することから、添加物としての指定要請がなされています。

（２）農薬（オキサゾスルフィル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、オキサゾスルフィルの許容一日摂取量（ADI）を0.05 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、今回、稲（箱育苗）への新規登録申請がされています。また、畜産物及び魚介類への基準値設定の要請がされています。

（３）農薬（カルボフラン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、カルボフランの許容一日摂取量（ADI）を0.00015 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.00015 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、飼料中の残留基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（４）農薬（カルボスルファン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、カルボスルファンの許容一日摂取量（ADI）を0.005 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.005 mg/kg体重、カルボスルファンの代謝物であるカルボフランの許容一日摂取量（ADI）を0.00015 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.00015 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、水稻（箱育苗）、さとうきび等に使用します。今回、魚介類への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（５）農薬（ベンフラカルブ）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ベンフラカルブの許容一日摂取量（ADI）を0.0089 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.0092 mg/kg体重、ベンフラカルブの代謝物であるカルボフランの許容一日摂取量（ADI）を0.00015 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.00015 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、水稻（箱育苗）、さとうきび等に使用します。今回、れんこんへの適用拡大申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。